

くすのき園 訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 慈童会が実施する訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う、訪問介護の事業（以下「本事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」等という）が要介護支援状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は被保険者が要介護状態になった場合、その可能な限り居宅において、住み慣れた地域社会の中で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。

- 2 事業所の訪問介護員は在宅の利用者に対し、居宅介護支援計画及び訪問介護計画に基づき、ホームヘルパーを派遣し身体介護、生活援助等の生活全般にわたり援助を行い、適切なケアマネジメントに基づいたサービス内容によって援助を行う。
- 3 本事業の実施に当たっては関係市町村地域の保健、医療、福祉サービスの綿密な連絡を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、サービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 くすのき園訪問介護事業所
- ② 所在地 鈴鹿市上箕田町字近田 2639-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおり行うものとする。

- ① 管理者1名 （常勤）（兼務）
 - ・ 事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
- ② サービス提供責任者 2名 （常勤）（兼務）
 - ・ サービス提供責任者は事業所に対する訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- ③ 訪問介護員等 6名 （常勤兼務2名 常勤専従2名 非常勤専従2名）
 - ・ 訪問介護員等は訪問介護の提供にあたる。なお、業務の状況に応じて増員する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月・火・水・木・金・土・日
年間休日12月29日～1月3日
- ② 営業時間 午前7時～午後7時までとする。

(事業内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容はつぎのとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問介護が法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。

- ・ 身体介護
- ・ 生活援助
- ・ 乗降介助

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は鈴鹿市内とする。

(秘密保持)

第8条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の情報の秘密保持を、厳守する。また本事業所を退職後も秘密保持の厳守を徹底する。

(苦情処理)

第9条 本事業所は提供した訪問介護に関する利用者又は家族の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査を実施し、改善処置及び利用者又は家族に対する説明・記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 訪問介護員等は訪問介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに緊急時の連絡先（主治医・家族・救急車）等に連絡する等の措置を講ずると共に管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 本事業所は、提供した訪問介護サービスに関わる事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を取ると共に、鈴鹿亀山地区広域連合に報告する等必要な措置を講ずる。

2 本事業所が提供した訪問介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第12条 訪問介護員等は自らの心身を健康で清潔に保ち、又設備、備品等についても衛生的な管理に努める。

(身体拘束の禁止)

第13条 職員は、利用者の行動を制限するような身体拘束は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等できる限り詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止の推進)

- 第 14 条 事業所及び職員は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 高齢者虐待防止の指針を整備する。
 - 二 高齢者虐待防止の対策を検討する会議を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知を行う。
 - 三 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に行う。
 - 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(事業継続計画の策定等)

- 第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
 - 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(その他の運営についての留意事項)

- 第 16 条
- ① 職員の資質の向上のために、研修等の機会を設けると共に、業務態勢の整備に努める。
 - ② 職員は業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密の保持に努めると共に、退職後も守秘義務を負うことで徹底する。
 - ③ 事業所は設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - ④ 事業所は、利用者に対する訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、当該訪問介護を提供終了から 5 年間保管するものとする。
 - ⑤ この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は慈童会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 15 年 1 月 1 日から改正する。
この規程は平成 15 年 4 月 1 日から改正する。
この規程は平成 15 年 9 月 1 日から改正する。
この規程は平成 16 年 2 月 1 日から改正する。
この規程は平成 16 年 4 月 1 日から改正する。
この規程は平成 17 年 2 月 1 日から改正する。
この規程は平成 18 年 4 月 1 日から改正する。
この規程は平成 19 年 4 月 1 日から改正する。
この規程は平成 19 年 12 月 1 日から改正する。
この規程は平成 20 年 4 月 28 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。
この規程は平成 21 年 4 月 1 日から改正する。
この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 1 月 15 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日より適用する。
この規程は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成28年8月1日から施行する。
この規程は平成30年3月1日から施行する。
この規程は平成30年10月1日から施行する。
この規程は令和元年5月4日から施行する。
この規程は令和元年9月1日から施行する。
この規程は令和2年2月1日から施行する。
この規程は令和2年10月1日から施行する。
この規程は令和3年2月8日から施行する。
この規程は令和3年4月1日から施行する。
この規程は令和3年6月1日から施行する。
この規程は令和3年7月1日から施行する。
この規程は令和3年9月1日から施行する。
この規程は令和3年9月10日から施行する。
この規程は令和3年10月18日から施行する。
この規程は令和4年1月1日から施行する。
この規程は令和4年6月1日から施行する。
この規程は令和5年4月1日から施行する。
この規程は令和5年12月1日から施行する。
この規程は令和6年4月1日から施行する。